

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の制定）

総務課

## 1 経緯及び必要性

沖縄県教育委員会においては、地方公務員法（以下「法」という。）第3条第3項第3号の規定により特別職の非常勤職員として嘱託員を、法第22条第2項の規定により一般職の非常勤職員としていわゆる賃金職員を任用している。

近年、地方公共団体に任用される非常勤職員の常勤・非常勤の区分をめぐる裁判では、任用根拠にかかわらず、勤務時間の長短、勤務の態様、職の役割、任用期間などを総合的に考慮して常勤・非常勤の区分を判示し始めており、このような事態を受け、総務省は、地方公共団体に対して、嘱託員の職については、「職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職」や「労働者性の高い職」は、特別職として任用することは避けるべきこと、また、一般職の非常勤職員（いわゆる賃金職員）の任用は法第17条に基づいて任用すべきであることを助言している。

このことを踏まえ、非常勤職員の任用等制度を見直し、法第3条第3項第3号に基づき任用している特別職の非常勤職員（嘱託員）のうち、職務の内容が補助的・定型的と認められ、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職及び法第22条第2項に基づき制度設計されている現行の一般職非常勤職員について、法第17条第1項に基づく一般職非常勤職員として任用することにする。

以上の理由により、平成28年4月1日から施行するためには平成28年3月31日までに一般職非常勤職員の職を定める必要があったが、教育委員会会議を開催する時間的余裕が無かったため、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により制定した。

## 2 制定の概要

一般職非常勤職員の職として、18種の職を設置し、その職務内容を定めた。

## 3 制定及び施行年月日

平成28年3月31日に制定し、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 照 屋 尚 子

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、教育委員会における一般職非常勤職員の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、「一般職非常勤職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により任用される非常勤職員で、補助的又は定型的な業務に従事させるために任用される者をいう。

(設置)

第3条 一般職非常勤職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は右欄のとおりとする。

職	職務内容
事務補助	補助的又は定型的な業務
事務補助（現業職）	補助的又は定型的な業務
離島児童生徒支援センター施設管理員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの施設、設備、備品等の管理保全及び施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務
離島児童生徒支援センター生活指導員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務
情報処理教育指導員	沖縄県立総合教育センターにおける情報処理教育に関する補助的又は定型的な業務
県立高等学校就職支援員	沖縄県立高等学校の生徒の就職指導及び就職支援に関する補助的又は定型的な業務
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務
小中アシスト相談員	児童生徒の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決に関する補助的又は定型的な業務
授業改善支援員	教員の授業力の向上、児童生徒の学習支援等に関する補助的又は定型的な業務
親子電話相談員	児童生徒の悩み、乳幼児又は児童生徒の保護者等の家庭教育上の悩み等についての電話相談に関する補助的又は定型的な業務
図書館活動奉仕員	沖縄県立図書館の奉仕活動に関する補助的又は定型的な業務
図書館情報処理員	沖縄県立図書館の図書館情報提供システムに関する補助的又は定型的な業務
沖縄県生涯学習コーディネーター	おきなわ県民カレッジ事業の実施に関する補助的又は定型的な業務
家庭教育支援リーダー	家庭教育の改善充実に関する補助的又は定型的な業務
埋蔵文化財資料整理員	埋蔵文化財に関する調査によって得られた資料の整理に関する補助的又は定型的な業務

史跡・埋蔵文化財調査員	史跡及び埋蔵文化財の調査に関する補助的又は定型的な業務
文化財調査員	文化財（史跡及び埋蔵文化財を除く。）の調査に関する補助的又は定型的な業務
史料編集業務員	沖縄県の歴史に関する史料の収集、整理、編集等に関する補助的又は定型的な業務

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。  
（親子電話相談員設置規程等の廃止）
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 親子電話相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第7号）
  - (2) 埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第11号）
  - (3) 文化財調査嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第16号）
  - (4) 図書館活動奉仕員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第17号）
  - (5) 図書館嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第19号）
  - (6) 沖縄県生涯学習コーディネーター設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第20号）
  - (7) 情報処理教育嘱託員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第21号）
  - (8) スクールソーシャルワーカー設置規程（平成21年沖縄県教育委員会訓令第5号）
  - (9) 史料編集業務嘱託員設置規程（平成23年沖縄県教育委員会訓令第2号）
  - (10) 県立高等学校就職支援員設置規程（平成26年沖縄県教育委員会訓令第3号）
  - (11) 小中アシスト相談員設置規程（平成26年沖縄県教育委員会訓令第4号）
  - (12) 家庭教育支援リーダー設置規程（平成26年沖縄県教育委員会訓令第7号）
  - (13) 授業改善支援員設置規程（平成27年沖縄県教育委員会訓令第8号）
  - (14) 沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程（平成27年沖縄県教育委員会訓令第15号）